

(様式2)

## 第3次京丹後市自殺のないまちづくり行動計画の概要

### 1 趣旨について

京丹後市では、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定した「第2次京丹後市自殺のないまちづくり行動計画」が、令和5年度をもって計画期間を終了することから、自殺の現状、前計画の成果と課題及び、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、社会情勢や国府等の関連計画ならびに市の他の計画との整合性を図りつつ、さらに効果的な取組に発展させ、「誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支え、共に歩むまちづくり」を実現し、「自殺ゼロ」を目指して第3次京丹後市自殺のないまちづくり行動計画を策定します。

### 2 計画期間について

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

### 3 内容について

#### 第1章 計画の基本的な考え方

計画の趣旨、位置づけ、計画の期間、数値目標について記述しています。

#### 第2章 京丹後市における自殺の現状

自殺者の実態、支援が優先されるべき対象について記述しています。

#### 第3章 前計画の成果と課題

平成31年に策定した第2次京丹後市自殺のないまちづくり行動計画の成果と課題をまとめ、今後必要な自殺対策について記述しています。

#### 第4章 いのち支える自殺対策における取組

##### 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない、いのちを支える共に歩むまちづくり

##### 基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

##### 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きるための相談、支援体制の充実と関係機関との連携
- (5) 精神疾患の早期発見、早期治療

(様式2)

(6) 自殺未遂者、自死遺族の支援

(7) 子ども・若者・女性への自殺対策の推進

#### **重点施策**

高齢者の自殺対策

生活困窮者の自殺対策

#### **生きる支援の関連施策**

### **第5章 自殺対策の推進体制等・進捗管理**

京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会、京丹後市自殺ゼロ推進連絡会議、自殺対策推進のための組織について記述しています。

## **4 施行期日について**

令和6年4月1日から施行します。